

法律第十八号（平二六・四・四）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八八九人」を「一、九二一人」に改める。

第二条中「二万二千二十六人」を「二万九千九百九十人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）